

クリティアセット割規約

1. 適用条件

当社は、お客さまが次に定める条件を全て満たした場合にクリティアセット割を適用します。

- ① 「電気需給約款【低圧】」および「えねこねでんき料金定義書」に基づく電気需給契約、または「ガス取次約款【基本約款】」に基づくガス需給契約を当社と締結していること
- ② プレミアムウォーター株式会社(以下、「PW社」といいます)が提供するサービスの内、「CLYTIA ご利用規約」に基づく飲料水およびウォーターサーバーの提供を受けるサービス利用契約(以下、「CLYTIA サービス利用契約」といいます)をPW社と締結していること
- ③ 上記に基づく電気需給契約またはガス需給契約の料金請求、およびCLYTIA サービス利用契約の料金請求が当社からなされていること。ただし、CLYTIA サービス利用契約の料金とは、飲料水の料金を指し、各手数料、解除料等は含まない。また、当該月において出荷した飲料水に関し、その全件においてお客さま都合による飲料水の返品に伴う飲料水の返金があった場合は、当該飲料水の料金に関しては、本③との関係では、CLYTIA サービス利用契約の料金請求が当社からなされていないものと同様に扱い、本③を満たさないものとする

2. 適用除外

当社は、「1. 適用条件」のいずれかが満たされなくなった場合(お客さま都合による飲料水の返金により、③を満たさなくなった場合を含みます。)、クリティアセット割を適用いたしません。クリティアセット割の適用除外により、お客さまの過去の料金請求において不足額が生じた場合、クリティアセット割相当額を翌月に請求いたします。

3. 割引額

- (1) クリティアセット割の割引額は下表の通りとし、料金(割引制度の適用がある場合にはその適用後の金額)から割引いたします。

1 電気需給契約につき	110 円(税込)
1 ガス需給契約につき	55 円(税込)

※割引額は、電気需給契約の料金(以下、「電気料金」といいます)、ガス需給契約の料金(以下、「ガス料金」といいます)、CLYTIA サービス利用契約の料金等を合計した金額を上回らないものとします。

※割引額は、約款等の規定により日割計算の適用がある場合であっても、日割計算を行いません。

※当社事由により、電気料金またはガス料金を2か月分以上合算した料金を同月に請求(以下、「合算請求」といいます)する場合、合算された月数を上表の割引額に乗じた額を合算請求から割引します。

- (2) クリティアセット割の適用は、同一名義、同一住所の、1 電気需給契約または1 ガス需給契約のいずれか、および1 CLYTIA サービス利用契約の組み合わせに対して1適用のみといたします。

4. 規約の変更

当社は、この規約を約款等の定めに基づいて変更することがあります。

5. その他

その他の事項については、約款等によります。

付則

この規約は、2024年5月27日から実施いたします。